

【榎米永友の会の「お買物券」・「積立金」の還付手続のお知らせ】

榎米永友百貨店が閉店したことに伴い、現在、榎米永友の会発行の「お買物券」が使用できなくなっており、また「積立金」の返金もできなくなっています。

このため、九州経済産業局では、割賦販売法に基づき友の会会員の債権（お買物券・積立金）の還付手続きの受付を次のとおり行います。

- 受付期限 平成21年2月25日（水）
- 関係書類の設置場所 市商工観光課及び各総合支所産業振興課
- 手続方法 臨時会場での手続きをするか又は郵送で提出してください。
- ◇ 臨時会場での手続きをする場合
 - 受付日 平成21年1月7日（水）・8日（木）
 - 受付時間 9時～19時
 - 会場 鹿屋商工会議所2階会議室

【問い合わせ・提出先】

〒812-8546
福岡市博多区博多駅前2-11-1
九州経済産業局消費経済課
☎092-4825460



【さつまいもの害虫「イモゾウムシ」にご注意ください】

今年10月に指宿市で、さつまいもに大きな被害を及ぼす「イモゾウムシ」が発見されました。

さつまいもが「イモゾウムシ」に被害されると悪臭を発生し、食べると苦味があるため、食用はもろろんその他の用途でも利用できなくなり、さつまいも栽培に大打撃を受けることとなります。

「イモゾウムシ」は現在、奄美大島以南の地域に生息しているため、本土において越冬できるか不明ですが、もし発見した場合は、すぐにご連絡ください。

なお、奄美大島以南地域から外へさつまいも等を持ち出すことは、法律で禁止されています。

【問い合わせ】

市農林水産課（2階）
☎0994-31-1117



イモゾウムシ（体長は3mm程度）



イモゾウムシにより害されたさつまいも

調理師免許をお持ちの人へ

調理師の免許を有し、飲食物を提供する施設等に於いて調理業務に従事している人は、2年ごとに県知事に就業届出を提出しなければなりません。対象となる人は、必ず提出してください。

● 対象者 調理師免許を有し、12月31日現在において、寄宿舎、学校、病院、

【問い合わせ・提出先】

〒893-0011
鹿屋市打馬2-16-6
鹿屋保健所
☎0994-43-3107
FAX 0994-41-1957



事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、飲食店、その他多人数に飲食物を提供している施設、魚介類販売業、そうざい製造業等で調理業務に従事している人

● 提出方法 「調理師業務従事者届」を記入のうえ、直接持参、郵送又はFAXで提出してください。

※様式は、鹿屋保健所や市保健相談センターなどに置いてあるほか、県健康増進課ホームページからもダウンロードできます。

● 提出期限 平成21年1月15日（木）

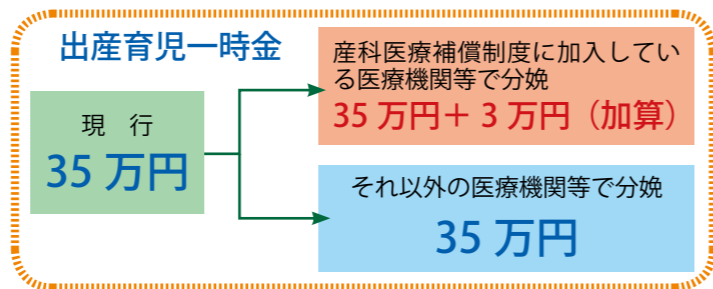
国民健康保険 出産育児一時金に加算制度ができました

一定の条件を満たす重度脳性まひの子どもの看護や介護の費用を補償するために、産科医療補償制度が設けられました。この制度に加入している医療機関等で分娩した場合、分娩費用に補償制度の掛金3万円が上乗せされます。

それに合わせて、国民健康保険被保険者に新たな負担が生じないように、出産育児一時金についても平成21年1月1日以降、産科医療補償制度に加入している医療機関等で分娩した場合は3万円が加算され、35万円から38万円に引き上げられます。

※産科医療補償制度の詳しい内容や全国の医療機関等の加入状況は、財団法人日本医療機能評価機構ホームページ（<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/index.html>）で確認できます。

- 市内の産科医療補償制度加入医療機関等
王産婦人科・県民健康プラザ鹿屋医療センター・桑波田産婦人科・寿レディースクリニック・内村産婦人科・牧助産所



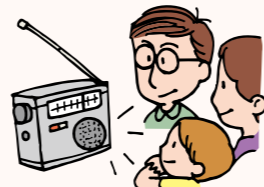
【問い合わせ】 市健康保険課（1階⑥番窓口） ☎0994-43-2111 内線 3161・3162

鹿屋市ラジオ広報番組のお知らせ ～かのや市政インフォメーション～

市では、市の施策、イベント情報、お知らせ等を紹介するラジオ広報番組を放送しています。ぜひ、お聴きください。

- 放送局 = FMかのや（FM77.2MHz）
FMきもつき（FM80.2MHz）
FM志布志（FM78.1MHz）

- 放送日 = 毎週月曜日から金曜日 ※祝日と年末年始は除く
- 放送時間 = おおむね8時5分～ ※再放送は、おおむね16時5分～



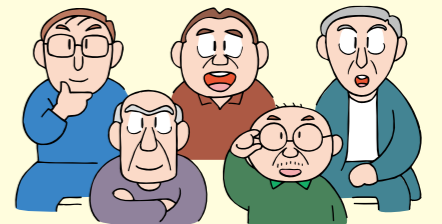
【問い合わせ】 市秘書広報課（3階） ☎0994-31-1123

パブリックコメント（意見公募手続き）のお知らせ

市では、重要な計画や条例の策定にあたって、素案の段階で公表し、市民の皆さんから意見を聴く、パブリックコメント（意見公募手続き）制度を設けています。

今回、「鹿屋市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画（素案）」について、パブリックコメントを実施します。多数のご意見をお待ちしています。

- 計画の名称
「鹿屋市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画（素案）」
- 計画の主な内容
 - 老人福祉法に基づく計画期間（H21～H23）における高齢者保健福祉施策の基本理念、基本方針、施策の方向性など
 - 介護保険法に基づく計画期間（H21～H23）における介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する事
- 閲覧方法
 - ① 市高齢福祉課、情報公開室、各総合支所市民生活課で閲覧できます。
※平日の8時30分～17時
 - ② 市ホームページからも閲覧又はダウンロードできます。
- 意見を提出できる人
市内に居住している人や市内に勤務している人など



【問い合わせ・提出先】
〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号
市高齢福祉課（1階⑦番窓口）
☎0994-31-1116 FAX 0994-41-0701
Eメール kourei@e-kanoya.net